

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 21 日

都道府県建築設備担当各位

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐（動力・設備担当）

### 戸開走行保護装置の部品交換時の手続きについて

平素より、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)上の手続きについては、「戸開走行保護装置等の設置の促進について」(平成 24 年 4 月 27 日付国住指第 291 号)により、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であること、設置後初回の定期検査報告等の際、戸開走行保護装置等が適切に設置されていることを特定行政庁の実務として確認すること等を通知しているところです。

今般、エレベーターの保守時等に戸開走行保護装置の部品を当初と異なる仕様のものに交換した場合等の手続きについて一部疑義が生じていることから、日本建築行政会議等と協議した結果、下記のとおりとしたのでご連絡いたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 戸開走行保護装置は、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 10 第 4 項の規定に基づき、装置全体として大臣認定を行っているため、例えば、戸開走行保護装置に用いるブレーキスイッチ(ブレーキパッドの動作感知装置)の仕様が変更・追加される場合には、その他の装置等が同一であっても、当初とは異なる大臣認定番号が付与されることに留意すること。
  - 2 エレベーターの保守時等に戸開走行保護装置の部品を当初と異なる仕様のものに交換した場合には、建築確認・検査は不要であり、交換後初回の定期検査報告等の際、交換前と交換後の戸開走行保護装置の大臣認定番号及び部品の変更内容等を報告書に記載させること。(具体的な記載方法については、別添の例示を参考にすること。)
- なお、戸開走行保護装置全体を交換した場合についても、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要であり、交換後初回の定期検査報告等の際、同様に報告させること。

別添

第三十六号の三様式（第六条関係）（A4）

定期検査報告書

（昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

（略）

（第二面）

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ロ. 確認済証交付者】  建築主事  指定確認検査機関 ( )

【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号

【ニ. 検査済証交付者】  建築主事  指定確認検査機関 ( )

【2. ～7. (略)】

【8. 備考】

（記載例）

例1) 平成□年×月◇日：ブレーキスイッチをA形からB形に交換したことにより、大臣認定番号の変更、大臣認定番号〇〇のUCMPから大臣認定番号△△のUCMPに変更

例2) 平成□年×月◇日大臣認定番号〇〇のUCMPから大臣認定番号△△のUCMPに変更  
（変更点は別紙に記載）

第二面の備考欄に、ブレーキスイッチの変更等によりUCMPの大臣認定番号が変更となった旨を記載する。変更点が複数にわたる場合には、別紙に記載し明確化すること。